

(様式1)

さが保育評価結果表

① さが保育評価機関名

佐賀県福祉サービス評価・調査センター

②施設・事業所情報

名称：ちえんかん保育園	種別：児童福祉施設
代表者氏名：内田 廣行	定員（利用人数）： 110名
所在地：佐賀県佐賀市兵庫北4丁目15番37号	
TEL：0952-30-4073	ホームページ： http://www.chienkanhoikuen.com/
【施設・事業所の概要】	
開設年月日 平成13年4月1日	
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 夢咲福祉会	
職員数	常勤職員： 20名 非常勤職員 8名
専門職員	保育士 17名 保育士 6名
	看護師 1名 調理員 1名
	栄養士 1名 調理師 1名 事務員 1名
施設・設備 の概要	（居室数）保育室 6 （設備等）厨房 1
	大ホール1 トイレ3室

③理念・基本方針

1. 児童福祉法等関係法令を守り、透明性のある運営を行う。
2. 利用者及び職員等に対し、平等の原則に鑑みいかなる差別的行為も行わない。
3. 公金使用ということを常に意識し、子どもたちに対する支出は確保しつつ、節約に努め最小の経費で最大の効果を帰するよう努力する。

④施設・事業所の特徴的な取組

1. 働く保護者とその子どもたちの場である事を認識し、保護者が安心して勤務できるよう努める。
2. 利用者の多様なニーズを出来る限り理解し対応する。
3. 家庭と密に連絡をとり、きめ細やかな保育を行う。（連絡帳・送迎時の確認・保育所参観等）
4. 子ども達には、安全（危険物を置かない・災害・不審者対策）と快適（清潔・ゆとり）に生活できるよう努める。
5. 職員は、各機関で行う研修に、積極的に参加し資質の向上に努める。

6. 保育所体験、子育て相談を通じ、地域に開かれた保育園とし、その一員となり地域の子育て支援の中心になるよう努力する。

⑤さが保育評価の受審状況

評価実施期間	平成 30 年 11 月 1 日（契約日） ～ 平成 31 年 2 月 18 日（評価結果確定日）
受審回数(前回の受審時期)	初回（平成 年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

(1) 情報開示・情報提供について

社会福祉法人が果たす役割が重要になるとともに、高い公益性が求められることを背景に社会福祉法が改正され、より情報開示が求められています。情報公開の方法としてインターネットへの公表をはじめ、玄関先掲示板、玄関ロビー内掲示で保護者はもちろん、来訪者にも公開されています。また、保育実践の様子を「子どもの姿から見た教育・養護」として掲示し、保育園の歴史や卒園生の活躍の様子を写真等で積極的に情報提供されています。

(2) 保育の環境について

保育所における保育の基本は、環境を通して、養護と教育が一体的に展開されることであり、計画的に保育環境を構成していくことが重要です。保育の環境には、保育士や子ども等の人的環境、自然や社会事象等もあり、それらが総合的に構成されるものです。保育所内の設備・用具等の整備、清潔保持はもちろん、室内の温湿度、換気、明るさ、音等にも配慮し、子どもの心身の健康と情緒の安定が図れるよう保育環境が整えられています。乳児に対しては、数分間隔で睡眠状態を確認する等、安全で安心して過ごすことができるよう、人的環境にも配慮されています。また、落ち葉拾いやどんぐり拾い等、自然と触れ合う機会も多く提供されています。

(3) 子どもの生活と遊びを豊かにする保育について

子どもが自発的、意欲的に関われるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にする保育が、生活や遊びを通して総合的に行われることが重要です。子どもが自らしてみようとする気持ちを受け止め、安心して挑戦していくことができるよう働きかけ、子どもが自らやり遂げたことを受け止めて子どもの満足感や達成感を共有する保育が実践されています。遊びを中心とした保育が行われ、3歳以上児は飛行機大会、3歳未満児は保育士と一緒に戸外への外出等、子どもが主体的・自発的に活動できる環境を整え、保育が行われています。また、乳児が3歳以上児のクラスへ見学に行く等、異年齢保育を積極的に行い、土曜日には3歳以上児と3歳未満児の集団保育が実施されています。もちろん、一人でじっくり取り組めるよう、希望に応じて個別対応も行われています。保育士は子ども同士の活動をつなぎ、地域の学生との交流等、豊かな人との関わりの機会を持てるよう援助されています。

◇改善を求められる点

(1) 中・長期事業計画、収支計画について

理念や基本方針の実現に向けた具体的な取組を示すものが中・長期の事業計画（3～5年）です。変化する事業経営をとりまく環境と経営状況を的確に把握・分析し、組織として取組むべき保育所（法人）の全体的課題を明確にし、課題解決はもとより社会的に求められている新たな公益目的事業の実施といったことも含む目標を策定し、その実現のための組織体制、設備整備、人材確保等に関する具体的な計画です。それと同時に財務分析（保育事業収益の増減、人件費の増減等）を行うとともに、事業計画を実現するための中・長期収支計画の策定が必要とされています。佐賀市においては、「佐賀市子ども・子育て支援事業計画」等、5カ年事業計画も策定されており、これらを参考にされ中長期事業計画・収支計画の策定に取り掛かれることを期待します。

(2) 保育所保育指針の改定について

保育所保育指針が10年ぶりに改訂され、2018（平成30）年4月1日より適用されています。背景には2015（平成27）年4月から施行された子ども・子育て新制度による大きな変化です。今回の改定が、3歳未満児の保育意義の明確化、保育所保育における幼児教育の積極的位置づけ等の改定の方向性が示されています。平成30年度事業計画書においても、「保育所保育指針をもとに保育計画を立てる」とあり、今後、見直しも含め検討されることを期待します。

⑦さが保育評価結果に対する施設・事業所のコメント

御指導、御指摘いただきまして有難うございます。

特に、改善を求められる点については、今後大きな反省、見直しをして、記録も大事に介し更なる目標を省みながら、職員、保育所全体で共有して一步一步進みます。

⑧さが保育評価結果

別紙の「さが保育評価結果」に記載している事項について公表する。

(別紙1)

さが福祉サービス評価結果

※すべての評価細目(45項目)について、判断基準(a・b・cの3段階)に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>理念・基本方針は、児童憲章、児童福祉法、保育所保育指針に基づき、明文化され、園のホームページや事業計画書に記載されている。また、玄関ロビーや各教室にも掲示され、職員や保護者にも各行事や毎月の園だよりを通し周知が図られている。</p>		

Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・Ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>事業経営を取り巻く環境に関する情報等は、施設長自ら各種研修会に参加され収集されており、一定の今後の見通しを持たれているが、まだ、理事会等で共有されている段階ではない。経営状況把握においては、外部の財務専門職の協力を得ている。今後、「佐賀市子ども・子育て支援事業計画」等の動向と内容等を参考に、将来的な経営環境の変化に対応できる取組を期待する。</p>		
3	Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a・Ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>経営状況の把握・分析に基づく経営課題については、施設長は理事会において現状の説明はその都度なされているが、経営課題の役員間での共有については、まだ十分ではなく、今後の取組が期待される。</p>		

Ⅰ-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
Ⅰ-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		

4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>3～5年の中・長期の事業計画と中・長期の収支計画は策定されていない。理念や基本方針の実現に向けた目標を明確にする取り組みが期待される。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>単年度の事業計画は策定されているが、中・長期の事業計画及び収支計画が策定されておらず、今後の取組が期待される。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画の策定は、施設長、主任、副主任（2人）を中心に取組まれ、各職員の業務分担等も明確になっている。職員への周知は、週1回のミーティングの機会等を活用し行われているが、評価・見直しの点で、職員等の参画のもとで組織的な取組が期待される。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>4月の入園式で、施設長等より事業計画について説明している。また、毎月担当を決め、職員参画のもと園だよりを作成し、保護者に配布して周知・理解を求めている。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>県の「保育士自己評価表」（46項目）を活用し、毎年自己評価が行われており、集計もなされている。年2回の施設長と職員の面談の際に評価について触れることはあるが、その結果を組織的に評価・見直しまでは実施していない。今後は、保育の質の向上に向け、集計結果を分析し、見直すことが期待される。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>自己評価については、職員自己評価の結果に対し、面談等を通じて個別的な支援は実施されているが、組織全体で評価結果を分析し、職員間で課題を共有し、改善計画を策定、実施する段階まで至っていない。今後は、評価（Check）⇒見直し（Act）を実践されることを期待する。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画書において「園長は、保育業務、職員、園舎等を管理、経営、経理事務、その他を統轄する」と自らの役割と責任が明確化されている。有事における危機管理マニュアルにおいても同様である。訪問時における避難訓練においても率先して実践されている。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・Ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>県、市、社協、保育団体等の各研修には、積極的に参加され、自ら遵守すべき法令等を把握し、研修報告書の回覧等で職員への周知がなされている。また、玄関ロビーには全国保育士会倫理綱領を掲示する等の倫理遵守の具体的取組が行われている。今後は、職員の理解や遵守の状態を客観的に把握する取組を期待する。</p>		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・Ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>毎年の事業計画、行事計画の策定には、施設長、主任、副主任（2人）がそれぞれ役割を明確にし、分担されて取組まれている。年2回施設長は個人面談を実施し、職員の能力・スキルや環境を把握することで、保育の質の向上に向けた指導力を発揮されている。今後は、さらに職員育成の視点からも、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行なう仕組みの構築を期待する。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a・Ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>施設長は、毎月の各種会議等で協議されたことを踏まえ、業務の改善や理念・基本方針の実現の為の環境づくりに配慮されている。今後は、職員の自己評価や面談等により組織内での意識形成を行ない、経営の改善や業務の実行性を高めるための組織的な体制が構築されることに期待する。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画	a・Ⓑ・c

	が確立し、取組が実施されている。	
<p><コメント></p> <p>「保育士を育てる」の考え方のもと、各種研修の機会確保、保育初任者に対し、経験豊かな保育士との複数担任や、保護者からの相談に対する主任によるバックアップ体制等、人材育成については行われている。今後は中長期的・計画的な人材確保計画の検討が望まれる。</p>		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・(b)・c
<p><コメント></p> <p>昇給や処遇改善加算の取組は適正に実施されている。しかし、明確に保育理念、保育目標、保育方針が打ち出されているが、それらを実践する「期待される職員像等」は明確にはなっておらず、職務に関する成果や貢献度等を評価し能力開発や処遇等に反映する人事考課制度等の取組や、職員が自らの将来の姿を描くことができる総合的な人事管理の検討が望まれる。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a・(b)・c
<p><コメント></p> <p>運動会や生活発表会等の準備も普段の保育実践をそのまま行うことで、職員の業務が過重にならないようにしていることや、「残業ゼロ」を目指し取組んでいる。職員自身の相談や申し出には、施設長、主任で個別に対応するように心がけている。今後は、さらに相談しやすい工夫、解決を図る体制整備に向けた組織的な取組を期待する。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・(b)・c
<p><コメント></p> <p>保育の質を高めるため、研修機会（園内外）を充実させ、職員の個人面談にも取組んでいる。前述したように「期待する職員像等」を明確にして個人面談を行い、職員の到達可能な目標項目、目標水準、目標期限を定めて、進捗状況の確認、目的達成度の確認等を実施する取組を期待する。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	(a)・b・c
<p><コメント></p> <p>運営方針・目標の中に「職員は、各機関で行う研修に、積極的に参加し資質の向上に努める」と明記され、事業計画の中には「職員の研修計画」の項目がある。研修参加・研修内容伝達を業務内容とする保育士研究委員会や研修記録・研修まとめの研修係が配置されている。今後は、職員個々のキャリアアップを目指した体系的な研修計画の策定が望まれる。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	(a)・b・c
<p><コメント></p> <p>園内研修の機会として、毎週木曜日のミーティングの時間が設けられており、職員は一週間の各クラスでの保育実践の気づきや疑問を「一步一步ノート」に記し、それをもとにOJTや相互研鑽が行なわれている。また、園外研修として初任者、中堅、主任、施設長別研修への参加や、キャリアパスの取組が実践されている。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		

20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>実習生の受け入れは、「後輩専門職を育てるのは、現場の義務であり、受け入れを通し現場も学ばせていただく」との理念で、多くの実習生を受け入れている。実習担当者は、実習の研修会への参加や、養成校に実習に関する出前講座を実施等、学校等との連携を行なっている。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>ホームページやパンフレット等で積極的に情報開示に取り組んでいる。特筆すべきは、玄関前の掲示板には決算書類、運営規程類、玄関ロビーには定款、就業規則、労使協定書、現況報告書、監事意見書、事業計画・報告書が備えてあり、苦情・相談体制、理事・監事役員名、写真で「子どもの姿から見た教育・養護」の掲示等、提供する教育・保育に係る情報が公開されている。</p>		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任は明確に実施されており、特に平成30年現況報告書によると「財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援」として税理士法人の活用があげられている。ガバナンスの強化・財務規律の確立により、公正性と透明性の高い経営・運営の取組が進められている。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>保育所として、「子ども赤十字」や「幼年消防クラブ」のメンバーとして、近くの公園の清掃活動や、消防署のイベントへの参加、地域における公益的な取組のひとつとして、老人介護施設の訪問、小・中・高等学校との積極的な交流等、子どもが社会体験をつむ具体的な取組がすすめられている。</p>		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・㉠・c
<p><コメント></p>		

小・中学校の職場見学・体験、高校のインターンシップの受け入れ協力は実施されているが、ボランティア受け入れに関する基本姿勢の明文化、受け入れマニュアルの整備がなされておらず、今後の取組に期待する。		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・(b)・c
<p><コメント></p> <p>子どもへの保育の質の向上のために連携が求められる福祉事務所、児童相談所、保健所等の社会資源については、個別ケースの情報提供としてリスト化されている。今後は職員間で必要な社会資源の情報の共有化と保護者への情報提供や関係機関・団体とのネットワーク化に取組むことを期待する。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・(b)・c
<p><コメント></p> <p>地域の交流イベントの声掛けには積極的に応じたり、園行事（花祭り）には隣保班の地域住民に参加案内し呼びかけ交流を図っている。しかし、地域の持つ福祉ニーズや生活課題等を把握する取組としては十分ではない。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・(c)
<p><コメント></p> <p>具体的な地域の福祉ニーズを把握する取組が十分できていない状態で、ニーズに基づく公益的な事業・活動は十分ではない。今後、児童福祉、子ども・子育て拠点を運営する社会福祉法人として、地域住民の生活に役立つ講演会や研修会の企画開催等の公益的事業の取組に期待する。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な保育の実施

Ⅲ-1 子ども本位の保育

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育の提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	(a)・b・c
<p><コメント></p> <p>園のホームページや事業計画に「保育を通して子どもの最善の利益と福祉を積極的にすすめる」とあり、基本姿勢は明確になっている。全国保育士会倫理綱領の園内掲示は、保育士は「子どもの育ち・保護者の子育てを支え、子どもと子育てにやさしい社会をつくる」</p>		

<p>専門職として保育実践に取り組むとの思いの表れである。毎週取組まれている、職員の「一歩一歩ノート」によるミーティングは、保育の標準的な実施方法等の共通の理解を持つ取組と言える。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等に配慮した保育の提供が行われている。	a・b・c
<p><コメント> 子どものプライバシー保護に関する、園全体及び保育士の姿勢・意識はかなり高い。また、保護者アンケート結果でもプライバシーが守られているとの回答は高いものになっており、子どものプライバシー保護に配慮した保育実践が行われていると言える。しかし、プライバシー保護に関する規程・マニュアル等が整備されていない。今後、規程・マニュアル等の整備が望まれる。</p>		
<p>Ⅲ-1-(2) 保育の提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p>		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所の選択に必要な情報を積極的に提供している。	a・b・c
<p><コメント> パンフレットやホームページで情報を積極的に発信している。特にホームページには「お問い合わせ用メールフォーム」があり、気軽にアクセスできるようになっている。また、いつでも利用希望で訪れた人に対しては、説明・相談・見学できる体制が整っており、積極的に情報提供が行われている。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり子供・保護者等にわかりやすく説明している。	a・b・c
<p><コメント> 保育の開始・変更時の同意を得るため、「2・3号認定保育施設入所の手引き」（佐賀市）を活用し、保育方針や保育内容は園が用意したもので説明がなされ、保護者も説明を受けたとの回答は多く、適切であると言える。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所の変更や家庭への移行等にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
<p><コメント> 実際に保育所の変更や家庭への移行ケースが少なく、変更などがあれば保育の継続性に配慮すべきことはしている。ただ、求められて在園証明書は発行しているが、保育提供記録や成長記録等の引継書までは用意していない。</p>		
<p>Ⅲ-1-(3) 子ども・保護者の満足の向上に努めている。</p>		
33	Ⅲ-1-(3)-① 子ども・保護者の満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント> 子どもや保護者等の満足に関する調査（アンケート調査等）は実施したことが無い。毎日の送迎時における保護者と担任・主任・副主任との関わりは日々の保育日誌に記録されたり、保育参観後の保護者との個人面談等で聴取することになっている。今後は、定期的な満足度調査（個別聴取やアンケート）等で、改善課題の発見や対応策の実施が望まれる。</p>		
<p>Ⅲ-1-(4) 子ども・保護者が意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		

34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>苦情解決の体制（受付担当者名、解決責任者名、第三者委員）はホームページや玄関ロビーで公表掲示されているが、保護者の半数以上は第三者委員にも相談できる体制であることを知らない。苦情ポストは郵便局から寄贈された本物の郵便ポストを屋外に設置し、毎週金曜日には職員で投函状況を確認している。今後は、さらに苦情体制が整備されていることを保護者へ周知することが望まれる。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 子ども・保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども・保護者等に周知している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>保護者からの相談や意見は、日頃から主任・副主任や担任から声をかけることを心掛け、毎日の送迎時に子どもの様子を伝える際に聴取し、対応する体制が整っている。今後は、意見箱の設置や相談内容により複数で対応できること、第三者委員（外部）にも相談できる等、方法が選べる体制整備が望まれる。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 子ども・保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>保護者からの相談や意見に対しては、迅速に対応することが周知され、担任と主任・副主任等の複数の職員で対応し、必ず記録している。内容によっては即答せず、管理職が対応する等の体制が採られている。保護者からの意見に対しては、園だよりに掲載する等して、園と保護者間で共有することになっている。ただ、対応マニュアルの必要性は認識されているが、策定が進んでいない。今後の取組に期待したい。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な保育の提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>安心・安全な保育サービスの提供をする為、事故発生時マニュアルは策定され、安心・安全を脅かすヒヤリハットの記録がとられ、職員全員で回覧・確認がなされている。また、4名の安全点検係（遊具）が毎月点検し、施設長も日々子どもの遊ぶ様子を観察し、設備・機器類の安全確認を行っている。リスクマネジメントに関する外部研修にも積極的に職員を参加させている。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>感染症の予防・対応についてはマニュアルに基づき取組まれている。日頃より、朝の視診を重視し、送迎時の保護者と口頭、連絡帳による子どもの体調に関する情報の共有を行ない、電解水を用いた手洗い、うがいの励行、室内おもちゃの衛生管理が行なわれている。また、感染症発症時は、子どものプライバシーに配慮し、クラスの保護者には口頭、全体には文書を掲示する等情報提供が適切に実施されている。</p>		

39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>危機管理マニュアルが整備され、災害時の対応体制として、園内に「災害時避難ルート」、「班別役割分担表」、「公的機関等緊急連絡先一覧表」が掲示され周知が図られている。毎月1回、火災、地震、水害等を想定した避難訓練、年2回は消防署立会いの避難訓練が実施されている。今後は、災害時における地域との連携のあり方、保護者等と話し合い、保護者への引継の方策等の検討が望まれる。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する保育の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>保育の標準的な実施方法については、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢を含め、事業計画の中で適切に文書化され、職員に周知徹底されている。また、それを指導計画に反映することで、標準的な実施方法にそった保育の提供がなされている。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>保育の標準的な実施方法については、職員会議や役員会で意見や提案を聞き、また、個別的な保育実施計画の状況を踏まえ、年度ごとに検証し、次年度に向け見直しを行うことで、保育の質の向上に努められている。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより保育実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な保育実施計画を適切に策定している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>指導計画策定の責任者を明確にし、子どもと保護者の具体的なニーズ等の適切なアセスメントにもとづく指導計画が策定されている。指導計画の作成にあたっては、さまざまな職員の意見を反映し、アセスメントから計画作成、実施、評価・見直しに至る一連のプロセスが確立されている。また、支援困難ケースについても、対応を検討し、適切な保育が提供されている。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に保育実施計画の評価・見直しを行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>指導計画については、日ごと、週ごと、月ごと、年度ごとと評価を実施し、目標や具体的な保育や支援方法の有効性等について検証するとともに、必要に応じて見直しを行い、次の指導計画に活かすことで、子ども一人ひとりに対する保育の質の向上に努められている。</p>		
Ⅲ-2-(3) 保育実施の記録が適切に行われている。		

44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>子ども一人ひとりの具体的な保育の実施状況や具体的な子どもの状態、状況等については、適切に記録されている。また、引継ぎや申し送り、回覧はもちろんのこと、定期的に会議を開催し、職員間で情報共有がなされている。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもに関する記録の保管場所や保管方法、取扱いに関する責任者を明確にし、適切に管理が行われている。また、写真掲示等についても、保護者の確認をとり、適切に管理されている。</p>		